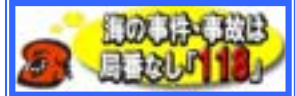


# マリレジャー安全レポート

第9号

第七管区海上保安本部  
マリレジャー安全推進室  
TEL 093-321-2931  
E-mail:kyuunan-7@kaiho.mlit.go.jp

## 瀬渡船衝突 釣り客6人軽症 長崎県五島



2月18日午後7時20分頃、長崎県五島福江島沿岸で釣り客11人を乗せた瀬渡船（長さ約12m）が速力約17ノットで航行中に錨泊している作業台船に衝突した。

瀬渡船は、磯に渡していた釣り客を回収し帰港中であり、船長は衝突直前に作業台船に気づき機関を中立、転舵するも間に合わず船首部が作業台船に衝突したものの。この事故で、乗船中の釣り客2人が頭部などに裂傷、4人が打撲を負ったが、いずれも軽症であった。当時、作業台船は無人であり、原因は瀬渡船々長の見張り不十分であった。

平成18年2月  
プレジャーボート等  
海難発生隻数

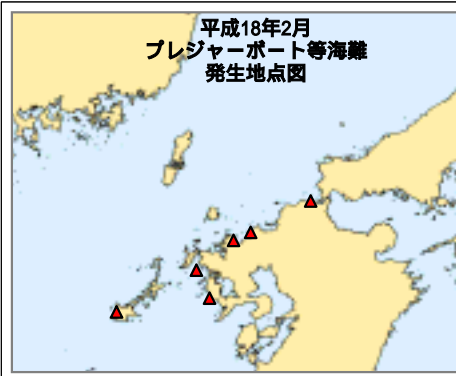
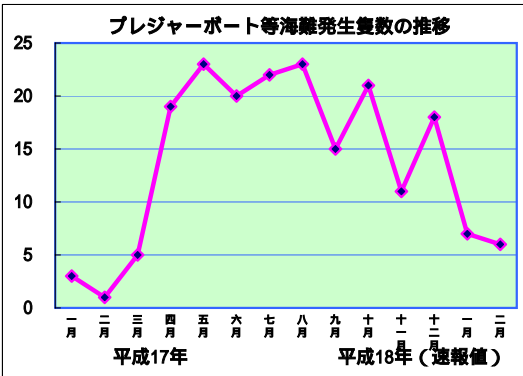
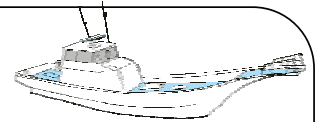
合計	6隻
衝突	2
乗揚	0
転覆	0
浸水	1
推進器障害	0
舵障害	0
機関故障	0
火災	0
爆発	0
行方不明	0
運航阻害	2
安全阻害	0
その他	1

### 安全運航の徹底をお願いします。

昨年、当管内における遊漁船の海難は16隻で、衝突が6隻、乗揚が7隻、その他が3隻でした。**原因は、見張り不十分、居眠り運航、船位不確認などの人為的なミスによるものが約8割**を占めています。

船舶を運航する上で、航行中の見張りの励行は基本中の基本です。幸い去年は遊漁船の海難に伴う死亡者はいませんでしたが、一步間違えば大惨事になかねません。これから気候も良くなり、マリレジャーが活発となります。遊漁船の船長さんは乗客の安全を守る責務があり、より一層の安全運航が求められています。航行中の見張りの徹底はもとより浅瀬等の危険箇所と自船との位置関係を十分把握して、衝突や乗揚げの防止に万全を期すなど安全運航に努めていただき、笑顔で乗船客を見送りましょう。

(遊漁船とは、営利目的で釣り客等を乗船させ漁場等に案内する船舶をいいます。)



【衝突した瀬渡船】



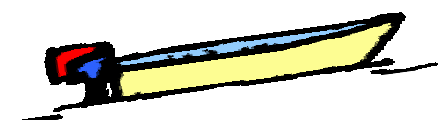
## ミニボート危険がいっぱい!

### ミニボートによる海難が多発!

ミニボートは船体がコンパクトなため、持ち運びが便利な反面、海上では、  
・気象(風、波、潮流)、他の船舶の航走波の影響を受けやすい。  
・航行している船舶から見えにくい。

ため、転覆や衝突事故に遭遇する可能性が高くなります。是非、次のことを励行しましょう。

- 悪天候(強風、濃霧)時には出港をしない。
- 海岸から遠く離れるなど無理な航行はしない。
- ライフジャケットは必ず着用する。
- 携帯電話(防水タイプ又は防水バック活用が有効)等の連絡手段を確保(携行)しておく。



### ミニボート事故事例

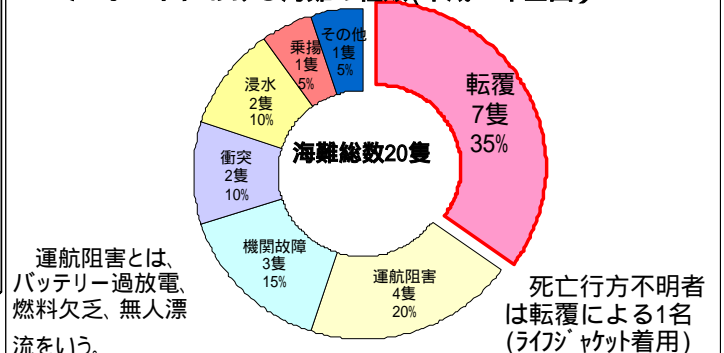
#### 【転覆】

1名でボートに乗船し錨泊遊漁中、風浪により船体後部から海水が打ち込み、これをバケツで排水し始めたところ、バランスを崩して転覆した。ボートに掴まり大声で救助を求めている乗員に付近の者が気づき消防に通報し救助された。

#### 【行方不明】

ボートを軽トラックに積み釣りに行くと出掛けた男性の家族から、帰宅時間になっても該人が帰らない旨の通報を受け、陸上及び海上を捜索中、該人は漂流死体で発見された。ボートは発見に至らず行方不明となった。

### ミニボートにおける海難の種類(平成17年全国)



## マリンレジャー事故の状況

### 磯場(大分深島)、岸壁(佐世保港)から釣人が海中転落・死亡

#### 【事例1】

事故者(男性、66歳)は、2月10日午前4時30分頃、瀬渡船により深島の磯場に単独で渡った。暫くして付近の釣人が男性の声を聞き、その方向の磯付近を見ると男性が漂流していたことから、タモ網を持って移動し、事故者にタモ網を差し出したが柄が折れ、その後事故者は磯波にもまれて行方不明となった。

午前5時30分頃、現場沖合いを航行していた瀬渡船が磯で灯が点滅していることに気付き接近したところ、うつ伏せ状態で漂流している男性を発見。船内に収容後、救急車に引継いだら搬送先の病院で死亡(溺死)が確認された。

#### 【事例2】

事故者(男性、67歳)は、2月14日午後8時頃、港内岸壁に夜釣りに出かけた。いつもは翌日の午前中に帰宅していたが、昼になって帰宅しないことから家族等が岸壁等を探しても見つからなかった。15日午後10時、警察署に捜索願の提出に赴いたところ、港内で漂流死体が発見されていることを知らされ、同死体が事故者であることが判明した。

事故者はヘッドランプを身に付けていたことから釣り中に誤って岸壁から転落したものと推定された。

### 自分の命は自分で守る！ 家族の安心のためにも！

#### 単独行動は自粛しましょう。

万一のアクシデントにも一人では対処できない場合があります。昨年、磯や岸壁等で釣り中に事故に遭遇した釣人のうち、単独行動の生存率は40%、複数行動の生存率は79%でした。

#### ライフジャケットを着用しましょう。

まずは、浮いていなければ命は守れません。浮けることで、次にとるべき行動を適切に判断する余裕も生まれるのではないのでしょうか。

#### 連絡手段を確保(携行)しましょう。

防水パックを利用した携帯電話が有効です。118番などで早めに救助を要請しましょう。

### 加藤あいちゃんも着てますよ！



## 海の相談室だより (七管本部海洋情報部)

### 「潮干狩りカレンダー2006」を提供します！

第七管区海上保安本部海の相談室では、春から初夏にかけての潮干狩りシーズンに、より安全に潮干狩りや磯遊びを楽しんでいただくため、それに適した日と時間帯が一目でわかる「潮干狩りカレンダー」を作成しています。インターネットウェブサイトダウンロードできますのでご利用ください。また印刷物による提供も行っています。

潮干狩りカレンダーには、博多港と苅田港周辺の3月から6月までの「潮干狩りや磯遊びに適した時間帯」と「干潮時刻」のほか、「日没時刻」、「大潮などの潮の状況や各月ごとの一番潮が引く日」、「平均気温」、「平均水温」について掲載しています。

また、下関、宇部、宇島、三池、大分及び長崎港について、苅田港を基準にした干潮時刻の目安や山口県西部及び福岡県の主な潮干狩り実施漁協の連絡先についても掲載しています。実際に貝が採れるかどうかは、現地の漁協などに問い合わせてください。

カレンダー入手方法及び提供期間は、次のとおりです。

#### 1 入手方法

- ・インターネットホームページ：<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN7/top.htm>
- ・来訪：第七管区海上保安本部海の相談室窓口
- ・郵送：〒801-8507(住所不要)「第七管区海上保安本部海の相談室」まで送付

#### 2 提供期間

本年6月末日まで(来訪・郵送は5月末日まで)

#### 3 問い合わせ先

第七管区海上保安本部海の相談室

電話 093-331-0033

電子メール [sodan7@jodc.go.jp](mailto:sodan7@jodc.go.jp)

